

掛川市清掃作業車両借上事業費補助金交付要綱

第 1 趣旨

市長は、害虫の駆除及び環境衛生の向上のため、清掃作業車両借上事業を実施する自治区（自治区が複数の小区又はブロックにより構成される場合にあつては、小区又はブロック）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成 17 年掛川市規則第 30 号）及びこの要綱に定めるところによる。

第 2 定義

- (1) この要綱において「清掃作業車両借上事業」とは、自治区が清掃作業等を実施するに当たり作業車両（個人所有のものを除く。以下同じ。）の所有者から当該作業車両を有料で借り上げる事業をいう。
- (2) この要綱において「自治区」とは、自治組織の基本組織であつて、掛川市区長会連合会に加盟している組織をいう。
- (3) この要綱において「小区」とは、自治区を構成する組織であつて、自治区に準じて独自の事業及び予算を執行する組織をいう。
- (4) この要綱において「ブロック」とは、自治区を構成する組織であつて、独自の予算を持たず、区長の補佐の役割を担い、区の一部の区域を取りまとめる者を置く組織をいう。
- (5) この要綱において「清掃作業等」とは、夏季における蚊の大量発生を防止することを目的として、側溝、ため池等の汚泥、廃棄物等を除去する作業（道具の運搬その他の当該作業に付随する作業を含む。）をいう。

第 3 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

清掃作業車両借上事業に要する経費

(2) 補助額

(1)に掲げる経費に 2 分の 1 を乗じて得た額又は次の表に掲げる基準単価に基づき算定した額のいずれか少ない額とし、同一年度につき 1 万円を限度とする。

借 上 げ 車 両 の 区 分	基 準 単 価
軽自動車	2,000 円
車両最大積載量が 1,000 kg 以下のもの	3,000 円

車両最大積載量が 1,000 kg を超え 2,000 kg 以下のもの	4,000 円
車両最大積載量が 2,000 kg を超えるもの	5,000 円
車両運搬以外の作業車両（重機等）	10,000 円

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 領収証その他車両の借上げに要した費用の額を確認できる書面の写し

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第2号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

1 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

2 掛川市清掃作業車両借上料補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和7年度分の補助金から適用する。